

控

乙第 7 号証

陳　　述　　書

平成24年6月18日

那霸地方裁判所 御中

勤務先住所 那霸市天久 905
勤務先名 玉米新報社
役職等 統務局行參官

氏名 杜川 健三

私、枝川健治は、上原正稔氏の「パンドラの箱を開ける時」の連載に関し、その中断等の経緯を知るものとして、以下の通り陳述します。

第1 経歴等

1 私は昭和51年4月に株式会社琉球新報社に入社し、文化部、社会部などの記者を経て、平成19年4月に編集局次長に就任し、平成21年3月までその職にありました。私が編集局次長のときに、本件連載が掲載されております。

その後、北部支社長、(株)週刊レキオ社社長を経て、現在は、琉球新報社総務局付参与の職にあります。

2 私は、上原氏のことを10年以上前から、沖縄戦に関する本や新聞連載を書いている方として知ってはいましたが、本件連載開始前までは、特に会話を交わしたりするようなことはありませんでした。

第2 「パンドラの箱を開ける時」の二重掲載に関する上原氏との話し合いについて

1 話し合いに至る経緯

同連載の第1話「伊江島編」が終了した平成19年6月16日前後に、東京の本社記者から同第2話「慶良間編」のゲラ（紙面構成された原稿）2～3回分の内容が、平成8年に本紙に連載された「沖縄戦ショウダウン」とほとんど同じとの指摘を、連載担当の編集委員が受けました。同編集委員が過去の連載と照合すると、大半が一字一句たがわず同文、二重掲載であることが分かりました。

さらに、第1話「伊江島編」も、念のため照合すると、その多くが二重掲載であることが判明しました。

当然ながら、新聞の連載において、過去に掲載したもの再び掲載することなどあり得ないことです。

そこで、平成19年6月27日午後、連載担当の編集委員の呼びか

けで上原正稔氏を交え、私、上間論脱委員長、波名城報道本部長の5人で、本社で話し合いを持ちました。

2 話し合いの内容

私たちは「新資料を基に書くはずの連載が、ほとんど過去の引き写しになっている」、「ドキュメンタリー作家として、あってはならない行為だ」、「読者はもちろん新聞社との信頼も失うものだ」などと指摘しました。

これに対し、上原氏は「ショウダウンは記者も含め誰も読んでいない。読者は2、3日前の記事も忘れる。ショウダウンを改めて紹介したいと思った。連載の中で11年前に発表したものだと書けばいいか」「二重掲載になるならショウダウン部分は削除してもいい」「ショウダウンの部分を削除し、第1話で同じものを載せたことについては、連載の中で自ら読者にお断りを入れたい」などと説明しました。

その時点では、我々の間では上原氏との関係を完全に断ち切るとのコンセンサスはありませんでした。これまでの氏の業績に対する評価もありましたし、上原氏が「今後のためにもいい関係でいたいので、連載は他の部分からでもかまわないので、連載再開を検討して欲しい」と話していたからです。

結論として、話し合い後の我々のコンセンサスは「今後はもし連載を開始するものとしても、原稿を事前に確認・チェックし、過去の原稿と同じものではない、との作業を経た上で掲載の是非を決定する」ということでした。

その場は、これで終わりました。その後、連載を開始するまでの経緯については関与していません。

第3 連載再開から終了まで

- 1 その後、平成19年10月に本件連載が再開しました。
そして、平成20年8月に本件連載は180回で終了しました。
- 2 その終了の際の詳しい経緯については、名城知二朗氏の陳述書に譲りますが、上原氏が送ってきた181回目の原稿は、その多くが過去に自分が書いた連載と同趣旨のことや、他の新聞記事の紹介であり、到底掲載できるものではありませんでした。

第4 二重掲載の問題点

- 1 およそ、小説であるか、ドキュメンタリーであるかを問わず、原稿料を得ている者が公の場で発表される文章に、過去に発表したものと同じ文章を使用することは許されるはずがない、というのは論議するまでもないことです。それは、新聞であろうが雑誌であろうが、同じです。
今回の場合、引用で済まされる程度をはるかに超えており、二重掲載として到底認められないことは明らかです。
- 2 「初出の資料を使っての新連載」という本紙との約束を無視し、新資料もなく、さらには、過去の文章をそのまま再使用することを、まさか、予想もしていませんでした。作家としての良心はどこにいったのかと思わざるを得ません。

以上